

決 定 書

第1 請求人

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略

第2 請求の要旨

岡原市長は、周知の埋蔵文化財包蔵地内での伊達博物館建築について、文化財保護法に基づき、「あらかじめ」愛媛県教育委員会に対して新伊達博物館建設の事業の届出をしないで、入札手続き及び工事請負契約の締結を行った。

これにより入札価格の高騰を招き、宇和島市は損害を受けた。宇和島市は、この損害について岡原市長に対して損害賠償を請求せよ。

第3 請求の受理

本請求は、令和7年1月29日に受付し、補正及び事実証明書の提出を経て、請求要件を具備しているとして令和7年2月28日に受理した。

第4 監査の執行

1 監査の期間

受理日 令和7年2月28日

本決定日 令和7年4月 9日

2 監査の対象部署

教育委員会伊達博物館、教育委員会文化・スポーツ課、建設部都市整備課

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和7年2月21日に請求人から事実証明書の提出があった。

令和7年3月19日に請求人の陳述を聴取した。証拠書類の提出はなかった。

4 関係人の陳述及び証拠提出

令和7年3月24日に市長から弁明書及び証拠書類の提出があった。

第5 監査の結果

1 主文

本請求を棄却する。

2 理由

(1) 関係法令

本請求の関係法令は、次のとおりである。

ア 文化財保護法

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2～3略

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 略

(地方公共団体による発掘の施行)

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2～4 略

イ 公共工事の品質確保の促進に関する法律

(発注者等の責務)

第7条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

① 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険

法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、第5項の協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る次条第5項の保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

② 略

③ 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき、災害その他特別な事情により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

④～⑮ 略

2～7 略

(2) 認定事実

監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

ア 令和3年8月25日・26日、宇和島市教育委員会は、新伊達博物館建設予定地において埋蔵文化財の有無を確認するための試掘調査（6箇所）を実施した結果、江戸期相当の遺物・遺構は確認されなかった。

イ 令和5年11月15日、「新伊達博物館建設工事（建築）」事後審査型一般競争入札が不調となる。

建築工事落札後に予定していた「新伊達博物館建設工事（電気）」及び「新伊達博物館建設工事（機械）」は中止となる。建設工事全体の予定価格（建築 2,402,669,500 円、電気 240,379,700 円、機械 630,287,900 円）は 3,273,337,100 円であった。

ウ 令和6年4月10日、一括発注とした「新伊達博物館建設工事」事後審査型一般競争入札が不調となる。予定価格は 3,608,341,000 円であった。

エ 令和6年11月18日、同工事事後審査型一般競争入札の公告をした。予定価格は 4,197,609,900 円であった。

オ 令和6年12月25日、入札に共同企業体2者が参加し、「新伊達博物館建設工事 五洋・宮田共同企業体」が落札価格 4,147,000,000 円で落札した。

カ 令和6年12月27日、宇和島市は、新伊達博物館建設工事 五洋・宮田共同企業体と同工事の仮契約書を締結した。

キ 令和6年12月27日、宇和島市は、「周知の埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等通知書」を愛媛県教育委員会に提出した。

ク 令和7年1月21日、愛媛県教育委員会は、宇和島市に対して周知の

埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等について、保護上必要な勧告を行った。当該勧告の内容は、工事立会及び慎重工事の範囲を示すとともに、遺構・遺物を発見した場合の措置等に関するものであった。

ケ 令和 7 年 1 月 23 日、同工事の契約について、宇和島市議会で可決を受け本契約を行う。

コ 令和 7 年 3 月 24 日、工事請負業者は同工事に着手した。

(3) 監査委員の判断

ア 周知の埋蔵文化財包蔵地内での新伊達博物館建築について、「あらかじめ」愛媛県教育委員会に対して当該建設事業の届出をしなかった。

文化財保護法では、国の機関等は、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならないとし（文化財保護法第 94 条第 1 項）、当該通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、文化庁長官は、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる（文化財保護法第 94 条第 4 項）としている。また、「農業基盤整備事業等と埋蔵文化財の保護との関係の調整について（昭和 50 年 10 月 20 日付け文化庁文化財保護部長通知）」によると、「当該発掘に係る事業計画」とは、埋蔵文化財包蔵地における発掘に係る部分の工事の実施計画を意味するとしている。

埋蔵文化財の保護・保存を目的とする文化財保護法第 94 条の趣旨からすると、同法第 94 条第 1 項の当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめとは請求人の主張する伊達博物館改築計画策定時ではなく、埋蔵文化財包蔵地における発掘に係る部分の工事の実施計画を事前にと解するのが妥当であると判断される。

宇和島市は、新伊達博物館建設にあたり、令和 3 年に新伊達博物館建設予定地において埋蔵文化財の有無を確認するための試掘調査を行った上で、令和 6 年 1 月 27 日に当該予定地での過去の発掘調査報告等を添えて、「周知の埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等通知書」を通知・勧告を行う官庁である愛媛県教育委員会に提出し、令和 7 年 1 月 21 日に愛媛県教育委員会から保護上必要な勧告があり、令和 7 年 3 月 24 日に当該建設工事に着工したものである。また、当該通知の時期等に関して愛媛県教育委員会から指摘もない。したがって、宇和島市が「周知の埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等通知書」の提出を怠っていたとは認められない。

イ 当該届出をせず、入札手続き及び工事請負契約の締結を行ったことにより、入札価格の高騰を招き、宇和島市は損害を受けた。

公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号においては、公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることされている。公共建設においては、公共積算基準に基づき積算された設計金額により入札・契約手続きを行っており、新伊達博物館建設工事についても同様である。

新伊達博物館建設工事における予定価格は、令和5年11月15日の入札時に3,273,337,100円であったものが、2回の入札不調を経て、落札のあった令和6年11月18日の入札時には4,197,609,900円となり、924,272,800円が増加している。

宇和島市が入札不調後に行った業者ヒアリングでは、急激な物価高騰により予定価格と実勢価格に乖離があることに加え、全国的な建設ラッシュに伴い、下請業者や技術者が不足していること等が入札不調の主な要因であったとしている。

宇和島市が同時期に発注した大規模な建設工事である道の駅津島熱田温泉建設工事においても、令和6年5月22日に予定価格2,674,228,700円の入札した案件が不調となり、令和6年8月7日に予定価格3,045,864,800円で再度の入札を行っており、予定価格は、371,636,100円増加している。

宇和島市は、2回の入札不調を踏まえ、できる限り速やかに契約を締結するよう、再度の見積もりを徴取する等、改めて予定価格を定めて入札を実施したものであり、不都合はないものと判断される。

一方、請求人が主張する当該工事を施工するにあたり、発掘調査等による工事停止等に関して不安に感じた業者が、その分の損失を算出し、上乘せして入札価格に反映させることになり、入札不調と入札価格が高騰するという事態になったということについては、請求人からの根拠資料の提出がなく認められない。

したがって、本件入札及び契約の締結が違法又は不当であるとはいえず、また、損害も発生していない。

よって、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

令和7年4月9日

宇和島市監査委員 山田 喜昭

宇和島市監査委員 石崎 大樹